

# **提案条例説明資料**

**令和4年9月**

**浜田市議会定例会議**

# 提案条例説明資料

担当部名称 総務部

1	議案番号	<b>議案第 53 号</b>
2	題名	浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	職員の育児と仕事の両立支援のため、「地方公務員の育児休業等に関する法律」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等の改正を踏まえ、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 再度の育児休業の取得に係る要件の緩和（第 3 条関係）</p> <p>(1) 育児休業の取得後 3 月以上経過後に再度育児休業を取得する場合に、育児休業等計画書により申し出なければならない要件を削除する。</p> <p>(2) 任期を定めて採用された職員が任期の更新又は引き続いて採用された場合に、再度の育児休業の取得を可能とする。</p> <p>2 非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等（第 2 条、第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 関係）</p> <p>(1) 子の出生後 8 週間以内に育児休業をしようとする場合の育児休業の取得要件（子が 1 歳 6 月に達する日までに、その任期が満了すること等が明らかでないこと）について、「子の誕生日から起算して 8 週間と 6 月を経過する日まで」に緩和する。</p> <p>(2) 育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳 6 月到達日とする要件又は 2 歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とする。</p> <p>3 育児休業をすることができない職員の追加（第 2 条関</p>

		係) 代替職員として任用された短時間勤務職員を追加する。
5	施行期日等	1 施行期日 令和4年10月1日 2 経過措置 施行日前に育児休業等計画書を提出した職員の適用については、なお従前の例による。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第54号
2	題名	浜田市手数料条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の一部が改正され、建築行為を伴わない既存住宅も長期優良住宅の認定を行うことができるようになったことから当該認定に係る手数料の額を定めること、及び「建築基準法」の一部が改正され、引用している条項が変更となったことに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 建築を伴わない既存住宅の長期優良住宅の認定に係る手数料（第2条、別表第7及び別表第8関係）</p> <p>(1) 一戸建ての住宅の認定 67,000円（確認書等の提出がある場合は、18,000円）</p> <p>(2) 共同住宅等の認定 157,000円（確認書等の提出がある場合は、33,000円）</p> <p>(3) 一戸建ての住宅の変更認定 34,000円（確認書等の提出がある場合は、9,000円）</p> <p>(4) 共同住宅等の変更認定 157,000円（確認書等の提出がある場合は、33,000円）</p> <p>2 建築基準法の引用条項の変更（第2条関係）</p> <p>(1) 法第85条第5項 ⇒ 法第85条第6項</p> <p>(2) 法第87条の3第5項 ⇒ 法第87条の3第6項</p> <p>3 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	<p>1 施行期日 令和4年10月1日。ただし、建築基準法の引用条項の変更は、公布の日</p> <p>2 経過措置</p> <p>改正後の条例の規定は、施行日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けたものについては、なお従前の例による。</p>
6	備考	手数料の額は、島根県と同額です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	議案第 55 号
2	題名	浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	原井幼稚園、石見幼稚園、長浜幼稚園及び美川幼稚園の4園を統合し、浜田幼稚園とするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 幼稚園の名称及び位置の改正（第3条関係）</p> <p>(1) 次の幼稚園を削る。</p> <p>浜田市立原井幼稚園 浜田市高田町 65 番地ノ 6          浜田市立石見幼稚園 浜田市黒川町 3753 番地          浜田市立長浜幼稚園 浜田市熱田町 820 番地 1          浜田市立美川幼稚園 浜田市内田町 1117 番地 2</p> <p>(2) 次の幼稚園を加える。</p> <p>浜田市立浜田幼稚園 浜田市熱田町 820 番地 1</p>
5	施行期日等	令和 5 年 4 月 1 日
6	備考	<p>浜田幼稚園の定員及び学級数は、次のとおりです。</p> <p>(1) 定員 60 人          (2) 学級数 3 学級</p>

# 提案条例説明資料

担当部名称 教育委員会

1	議案番号	<b>議案第 56 号</b>
2	題名	浜田市幼児教育センター条例
3	目的・理由	幼児教育の充実を図るため、「浜田市幼児教育センター」を設置することに伴い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき当該施設の設置について定めるため、条例を制定するものです。
4	概要	<p>1 名称及び位置（第 1 条）</p> <p>(1) 名称 浜田市幼児教育センター</p> <p>(2) 位置 浜田市熱田町 820 番地 1</p> <p>2 事業（第 2 条）</p> <p>(1) 幼児教育関係者の研修に関すること。</p> <p>(2) 幼児教育関係者の相談及び支援に関すること。</p> <p>(3) 幼児教育の調査及び研究に関すること。</p> <p>(4) 幼児教育の情報の収集及び提供に関すること。</p> <p>(5) その他浜田市教育委員会が必要と認める事業</p> <p>3 職員（第 3 条）</p> <p>所長その他必要な職員を置く。</p>
5	施行期日等	令和 5 年 4 月 1 日

# 提案条例説明資料

担当部名称 産業経済部

1	議案番号	<b>議案第 57 号</b>
2	題名	浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	実践研修生滞在施設について、その貸付状況を勘案した上で、農業の実践研修以外の研修を受ける医師等（研修医等）に貸し付けることができるようにするため、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 施設の貸付対象者の改正（第 3 条関係） 施設の貸付は、農業の実践研修生を対象としているが、当該施設の貸付状況を勘案し、市長が特に認める場合は、研修医等に当該施設を貸し付けることができることとする。</p> <p>2 貸付希望者の募集手続の改正（第 4 条関係） 施設の貸付に当たっては、公募によりその希望者を募ることとしているが、研修医等に貸し付ける場合は、この限りでないこととする。</p> <p>3 施設の明渡しに係る届出の改正（第 17 条関係） 施設を明け渡そうとするときは、30 日前までに届け出ることとしているが、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでないこととする。</p> <p>4 その他規定の整理</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	実践研修生滞在施設 4 棟のうち、1 棟を研修医等に貸し付ける予定です。

# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第58号
2	題名	浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例
3	目的・理由	入居者の公募の方法について、市民に周知する最適な方法を選択することができるよう当該公募の方法の充実を図ること、及び入居手続に係る事務処理の迅速化を図るため当該入居手続の一部を見直すことに伴い、関係する条例について一括で所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>1 入居者の公募の方法の変更</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>ア 「浜田市掲示場への掲示」を「市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示」に変更する。</p> <p>イ 「その他市長が適当と認める方法」を追加する。</p> <p>(2) 改正する条例</p> <p>ア 浜田市営住宅条例</p> <p>イ 浜田市地域定住住宅条例</p> <p>ウ 浜田市特定公共賃貸住宅条例</p> <p>2 入居手続の変更</p> <p>(1) 改正内容</p> <p>「入居決定の通知」とは別に通知している「入居可能日の通知」を廃止する。</p> <p>(2) 改正する条例</p> <p>ア 浜田市営住宅条例</p> <p>イ 浜田市特定公共賃貸住宅条例</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	入居可能日は、「入居決定の通知」において通知します。



# 提案条例説明資料

担当部名称 都市建設部

1	議案番号	議案第 59 号
2	題名	浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	重富住宅、今市住宅、栃木住宅 2 号棟及び栃木住宅 5 号棟を用途廃止することに伴い、所要の改正を行うものです。
4	概要	<p>定住住宅の名称及び所在地について定める別表から次の定住住宅を削る。</p> <p>(1) 重富住宅（昭和 56 年度建設）</p> <p>ア 所在地 浜田市旭町重富 461 番地</p> <p>イ 構造 プレキャストコンクリート造 2 階建</p> <p>ウ 戸数 2 戸</p> <p>(2) 今市住宅（昭和 56 年度建設）</p> <p>ア 所在地 浜田市旭町今市 570 番地 1</p> <p>イ 構造 プレキャストコンクリート造 2 階建</p> <p>ウ 戸数 2 戸</p> <p>(3) 栃木住宅 2 号棟（平成 11 年度建設）</p> <p>ア 所在地 浜田市弥栄町栃木 320 番地</p> <p>イ 構造 木造平家建</p> <p>ウ 戸数 1 戸</p> <p>(4) 栃木住宅 5 号棟（平成 17 年度建設）</p> <p>ア 所在地 浜田市弥栄町栃木 320 番地 1</p> <p>イ 構造 木造 2 階建</p> <p>ウ 戸数 1 戸</p>
5	施行期日等	公布の日
6	備考	用途廃止後は、重富住宅及び今市住宅については施設を解体後にその敷地を普通財産として管理し、栃木住宅 2 号棟及び栃木住宅 5 号棟については、普通財産に所属替え後、公募により売却する予定です。